

# 第2期 住田町耐震改修促進計画

令和5年3月



# 目 次

住田町耐震改修促進計画の概要	… II
<b>序章 はじめに</b>	… 1
1 計画策定の趣旨	… 1
2 計画策定の経緯	… 1
3 計画の性格	… 1
4 計画の期間	… 1
<b>第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</b>	… 3
1 想定される地震の規模、被害の状況	… 3
2 耐震化の目標等	… 3
(1) 住宅及び多数の者が利用する建築物	… 3
(2) 公共建築物	… 5
<b>第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</b>	… 6
1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取り組み方針	… 6
2 町が取り組む具体的施策の方向	… 6
(1) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり	… 6
(2) 安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備	… 7
(3) 耐震対策推進に向けた住民組織等との連携による普及・啓発	… 8
3 「住田町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定	… 8
<b>第3章 耐震改修促進法・建築基準法による指導等への協力</b>	… 9
1 耐震改修促進法等による指導等の実施への協力	… 9
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施への協力	… 9
<b>第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項</b>	… 9
1 岩手県耐震改修促進協議会への参加	… 9
2 耐震計画のフォローアップ	… 9
<b>資料編</b>	
1 建築物の耐震改修の促進に関する法律	… 10
2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	… 23
3 住宅—構造別集計（大字単位）	… 31
4 住宅—年代別推計（大字単位）	… 32
5 住宅—耐震化状況（大字単位）	… 33
6 住宅耐震化の推計	… 33
7 多数の者が利用する建築物	… 34

## 住田町耐震改修促進計画の概要

### ■ 計画策定の趣旨

◇平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）以降、近年全国各地で頻繁に大規模な地震が発生していることを考えれば、建築物の耐震診断・耐震改修の推進は住田町においても取り組むべき重要な課題である。

◇耐震改修促進法が改正され、市町村においても耐震改修促進計画を策定するよう努めることとされた。

◇以上のことから、今後起こりうる地震に対して、町民の生命・財産を守るため、計画的に建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ることを目的に、計画を策定しようとするものである。

### ■ 計画の期間

令和 4 年度～ 令和 8 年度

### ■ 耐震化率の目標

用途等	令和 4 年度(現状)	令和 8 年度(目標)
住宅	58%	61%
多数の者が利用する建築物	100%	100%
うち学校	100%	100%
体育施設等	100%	100%
うち公民館等	100%	100%

### ■ 耐震診断の目標

用途等	目標
住宅	令和 4 年度までに 61 戸、令和 5 年度から令和 8 年度までに 12 戸、合計 73 戸で実施
多数の者が利用する建築物	目標達成済み
公共建築物(学校・公民館等)	目標達成済み

■ 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

◇ 役割分担

所有者等 . . . . . 第一に所有者等が耐震化に取り組む

町 . . . . . 所有者等への働きかけ、所有者等の取組みの支援、町有施設の耐震化の率先実施

建築関係団体 . . . . . 耐震診断の普及・啓発や相談対応

◇ 町の施策

【方針1】民間建築物に対する耐震診断・耐震改修を行うための環境づくり

・木造住宅耐震診断支援、木造住宅耐震改修支援、リフォーム事業にあわせた耐震改修の促進

【方針2】安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

・耐震診断士認定制度の活用

【方針3】耐震対策推進に向けた住民組織等との連携による普及・啓発

・住民への情報提供・耐震診断の普及・啓発等

◇ 「住田町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定

■ その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

◇ 「岩手県耐震改修促進協議会」への参加

県・市町村・建築関係団体等の関係者からなる協議会で耐震化を促進

## 序 章 はじめに

### 1 計画策定の趣旨

- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号：以下「耐震改修促進法」という。)」で「都道府県耐震改修促進計画」に基づく「市町村耐震改修促進計画」の策定が規定されたこと、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災津波)をはじめ、全国各地で大規模な地震が発生しており、本町においても建築物の耐震診断・耐震改修の促進は重要な課題であることから、「第2期住田町耐震改修促進計画」を策定するものである。

### 2 計画策定の経緯

- ・平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち、4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この地震被害を受け、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定されたが、その後も大地震が続発していること、法律の実効性を高めることなどから、平成17年に同法の一部が改正され、「都道府県耐震改修促進計画」の策定が規定された。また、市町村は同計画に基づき、耐震改修促進計画を定めるよう努めることとされているところだが、本町においては平成22年度から平成27年度までを計画期間とした「住田町耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震診断や耐震改修の計画的な促進に取り組んできた。
- ・こうした中、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災津波)はこれまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波であり、津波による被害がなかった自治体においても建築物に多大な被害が生じた。
- ・その後も、平成28年4月の熊本地震においては旧耐震基準による建築物に加え、新耐震基準の木造住宅についても倒壊等の被害事例が見られ、塀に被害が発生した平成30年6月の大阪北部を震源とする地震や、平成30年9月の北海道胆振東部地震など、全国各地で地震が頻発していることから、当町においても建築物の耐震診断や耐震改修の促進に引き続き取り組んでいくことを目的に、令和4年度から5年間の「第2期 住田町耐震改修促進計画」を策定しようとするものである。

### 3 計画の性格

この計画は、耐震改修促進法第6条に基づいて策定しており、住田町の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための指針となるものである。

なお、本計画は、喫緊の課題である「建築物の耐震化」の対策を主眼にしているが、住田町の地震防災対策の基本は「住田町地域防災計画」に記載されていることから、この計画の内容についても「住田町地域防災計画」に反映させていくこととする。

### 4 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

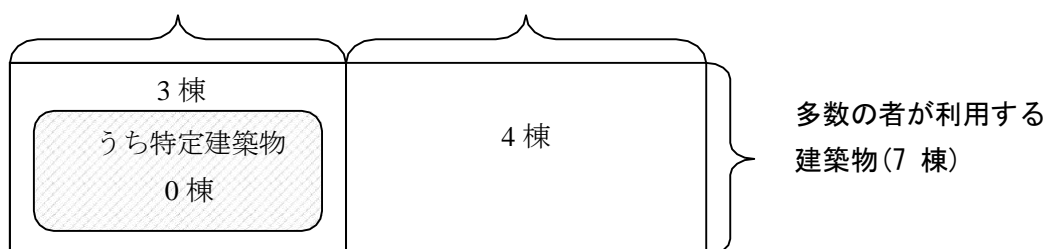
※ 凡例・用語

本計画における表記	内 容
耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成 7 年法律第 123 号)
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすること
所管行政庁	建築主事を置く市町村(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村を除く )については該当市町村長、その他の市町村については知事
多数の者が利用する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成 7 年政令第 429 号)第 6 条第 2 項に規定する規模以上の建築物(建築物の用途に応じて、階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 等。参考資料「◎多数の者が利用する建築物」参照)
旧耐震基準	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
新耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日以後に着工する(した)建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
特定建築物	多数の者が利用する建築物であって旧耐震基準の適用を受けるもののうち、いわゆる「既存不適格」の建築物

※ 建築物の区分

旧耐震基準適用の建築物

新耐震基準適用の建築物



※数値は令和 4 年度

## 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 想定される地震の規模、被害の状況

- ◇ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本県においては、沿岸を中心として23市町村が、地震防災対策推進地域に指定されている。また、県がこれまで行った地震被害想定調査等によれば、活断層による内陸直下型地震や三陸沖北部の地震では、全市町村において、震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されている。
- ◇ 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）では、県内の最大震度は6弱を記録し、津波による被害がなかった内陸部においても1,845棟の家屋が全半壊の被害を受けている。

### 2 耐震化の目標等

#### (1) 住宅及び多数の者が利用する建築物

##### ① 耐震化の現状（令和4年度）

住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・総数約2,911戸のうち約1,702戸(約58%)が耐震性有りと推計される。

多数の者が利用する建築物・・・・・・・・・・総数7棟のうち7棟(100%)が耐震性有りとなる。

##### ② 耐震化の目標（令和8年度）

住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・耐震化率を61%とすることを目標とする。

多数の者が利用する建築物・・・・・・・・・・目標は達成されている。

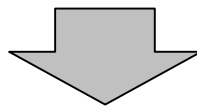
##### ③ 耐震診断の目標

住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・旧耐震基準による住宅について、令和4年度から令和8年度までに13戸の耐震診断が実施されることを目標とする。

多数の者が利用する建築物・・・・・・・・・・目標は達成されている。

住宅及び多数の者が利用する建築物

用途等	令和 4 年度(現状)				
	総数 A	旧耐震基準 による 建築物		新耐震基準 による 建築物 D	耐震化率 E
		B	耐震性有り		
			C		
住宅	2,911	1,822	613	1,089	58%
多数の者が利用する建築物	7	3	3	4	100%



用途等	令和 8 年度(目標)					
	総数 F	旧耐震基準 による 建築物			新耐震基準 による 建築物 J	耐震化率 K
		G	現状で 耐震性 有り	令和8年 度まで に改修		
			H	I		
住宅	2,863	1,742	613	5	1,116	61%
多数の者が利用する建築物	7	3	3	0	4	100%

※単位：戸(住宅)、棟(多数の者が利用する建築物)

※規模要件(住宅を除く)

幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上
小学校、中学校、老人ホーム、老人福祉センター等	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
上記以外の学校、病院、集会場、事務所等	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
体育館	階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上

※耐震化率：E = ( C + D ) / A 、 K = ( H + I + J ) / F



(2) 公共建築物

① 耐震化の現状（令和 4 年度）

学 校 . . . . . 4 棟のうち 4 棟 (100%) が耐震性有りと確認される。

体育施設等 . . . . . 2 棟のうち 2 棟 (100%) が耐震性有りと確認される。

公民館等 . . . . . 1 棟のうち 1 棟 (100%) が耐震性有りと確認される。

公共建築物

用 途 等	令和 4 年度 (現状)							
	総数 A	旧耐震 基準に よる建築物 C				新耐震 基準に よる建築物 E	耐震性有り の建築物 F	耐震化率 G
		耐震診 断済 C	診断率 C/B	耐震性 有り D				
学校	4	1	1	100%	0	3	4	100%
体育施設等	2	1	1	100%	0	1	2	100%
公民館等	1	1	1	100%	0	0	1	100%

※旧耐震基準による建築物はすべて改修済のため、耐震性ありとした。



② 耐震化の目標（令和 8 年度）

耐震化率は目標を達成しているため、本計画から除く。

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

町民および町と関係機関は、相互に連携・協力し、それぞれの役割分担をもって耐震化の促進を図る。

#### ① 住宅・建築物の所有者等の役割

◆住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、まずは、所有者等が耐震化に取り組む必要がある。

#### ② 町の役割

- ◆ 住宅・建築物の所有者等への耐震診断や耐震改修への働きかけ
- ◆ 住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備
- ◆ 町所有施設の耐震化

#### ③ 建築関係団体の役割

- ◆ 耐震診断・耐震改修の普及・啓発
- ◆ 耐震診断・耐震改修を希望する者の相談等

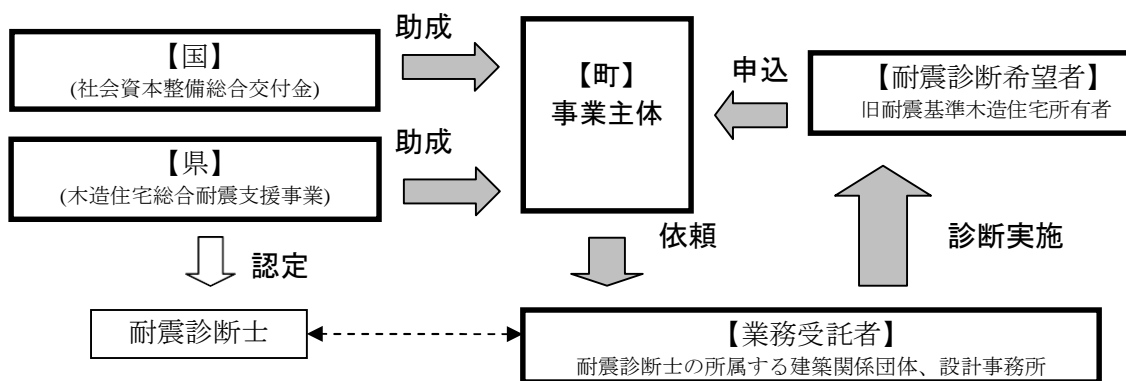
### 2 町が取り組む具体的施策の方向

#### (1) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり【方針1】

##### ① 木造住宅耐震診断支援事業〔重点項目〕

- ・ 町が事業主体となり、国・県の助成を受けて、旧耐震基準による木造住宅を対象に耐震診断士を派遣し耐震診断を行う。

<イメージ>



- ・ 令和8年度までに、旧耐震基準による木造住宅の73戸において耐震診断が行われるよう、さらに木造耐震診断の支援を推進する。

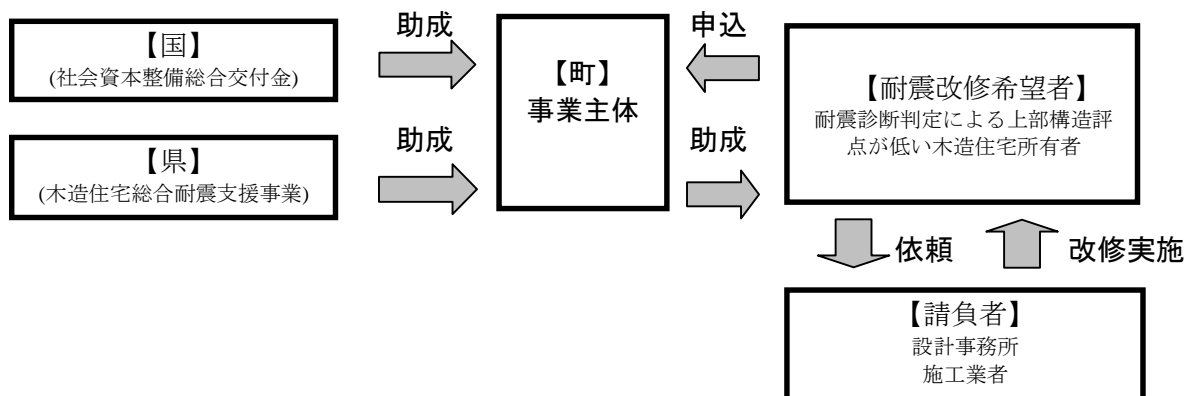
<実績及び計画戸数>

R3まで(実績)	R4(見込)	R5(計画)	R6～R8(計画)
60戸	1戸	3戸	9戸
累計	61戸	64戸	73戸

## ② 木造住宅の耐震改修への支援〔重点項目〕

耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅を対象に、耐震設計や耐震改修工事への取組みを支援する。

<イメージ>



## ③ リフォーム事業にあわせた耐震改修の促進

バリアフリー化や水廻り整備等のリフォーム費用への助成を行う者に対し、これにあわせた耐震化工事について、住民へ啓発するとともにその費用も助成対象とする。

## (2) 安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備【方針2】

### ① 耐震診断士認定制度の活用

平成17年度に「木造住宅耐震診断士認定制度」が創設され、令和元年度までに約920人の耐震診断士が育成されており、今後とも数多くの木造住宅の耐震化が必要なことから、この制度を活用し耐震診断の更なる普及啓発に努める。

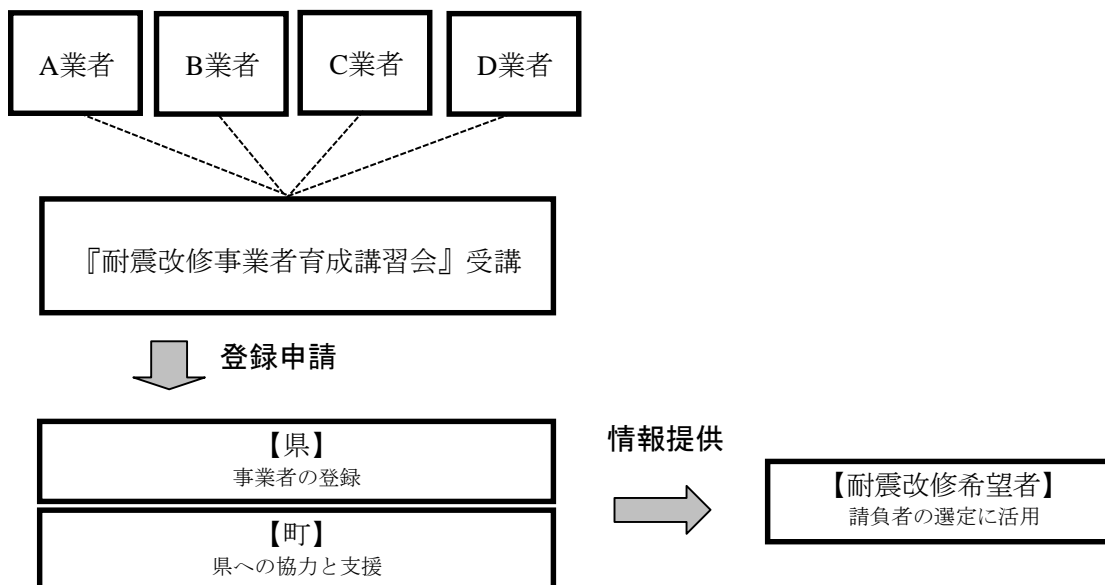
### ② 技術普及講習会への参加促進

認定された耐震診断士について、診断の技術水準の維持・向上を図るため、県が実施する耐震診断及び耐震改修の事例や最新の技術動向等を紹介する耐震診断・耐震改修技術講習会の開催について協力する。

### ③ 耐震改修事業者の育成

県が実施する、耐震改修の技術を有する事業者である「いわて木造住宅耐震改修事業者」を育成するための講習や、登録されている事業者に関する情報の提供に協力する。

<イメージ>



#### ④ 耐震改修方法や耐震改修事業者の情報提供

県が常設する総合情報提供窓口を活用し、町民や耐震改修事業者等に情報提供を行う。

### (3) 耐震対策推進に向けた住民組織等との連携による普及・啓発【方針3】

#### ① 耐震対策推進に向けた組織づくり

県・町・建築関係団体等からなる耐震対策推進のための組織づくりを行い、普及・啓発を行う。

#### ② 住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発事業の実施

- ・ 耐震診断や耐震改修の重要性を紹介するパンフレット等の配布を行い、住民、家屋所有者等の啓発を行う。
- ・ 専門家を活用して、耐震診断や耐震改修の意識づけを行う。
- ・ 住民自らが地域の危険要素を自覚できるよう防災マップを作成し公表する。

### 3 「住田町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定

本計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断を実施した者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、町民への普及啓発等を行うことが重要であることから、「住田町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下、「本プログラム」という。）を策定する。

本プログラムでは、毎年度住宅耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

### 第3章 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等への協力

#### 1 耐震改修促進法等による指導等の実施への協力

特定建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努める必要がある。

町では、県が特定建築物の所有者に対して指導及び助言を行う際の協力を行う。

#### 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施への協力

町では、公表を行ったにも関わらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条の規定により、県が当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、保安上必要な措置を取ることなどについて、勧告・命令を実施する際に協力を行う。

### 第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

#### 1 岩手県耐震改修促進協議会への参加

県、市町村、建築関係団体等の関係者で構成する協議会に参加し、耐震診断、耐震改修の普及・啓発に係る協力、情報交換等を行い、計画の円滑な実施を図る。